

新型コロナウイルス感染症に関する弊社保険商品の改定について

「感染症法*1 における一類感染症から三類感染症」を補償の対象としている商品である「食中毒・特定感染症利益補償特約」（生産物賠償責任保険または旅館賠償責任保険*2 にセットする特約）につきまして、現在の情勢を踏まえ、対象となる感染症の範囲を拡大し、「政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症」も対象とすることで新型コロナウイルス感染症を補償の対象とする商品改定を実施いたします。2020 年 6 月現在、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の「指定感染症」ですが、政令により一類感染症または二類感染症と同程度の措置が講じられていますので、本改定により対象となります。

*1「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）」をいいます。以下同様とします。

*2 2020 年 4 月以降、旅館賠償責任保険の引受けを停止させていただいております。

1. 対象契約

2020 年 2 月 1 日（土）*3 に遡って適用します。具体的には、以下の契約が対象となります。

- ① 2020 年 2 月 1 日（土）が保険期間に含まれる契約
- ② 保険始期日が 2020 年 2 月 1 日（土）以降の契約

*3「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」等の施行日です。

2. 改定内容

現在は、食中毒または感染症法における一類感染症から三類感染症が発生したことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失を補償の対象としていますが、以下のとおり補償の対象となる感染症の範囲を拡大いたします。これにより、新型コロナウイルス感染症についても補償の対象となります。

現行（改定前）	改定後
・ 食中毒 ・ 感染症法における一類感染症、二類感染症、三類感染症	・ 食中毒 ・ 感染症法における一類感染症、二類感染症、三類感染症 <u>または一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている指定感染症</u>

以上